

第 3 3 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年（ 2 0 1 7 年） 1 2 月 1 5 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準について規則を定める必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）第14条第2項の規定に基づき、中野区立小学校及び中学校教育職員（以下「職員」という。）の給与の減額を免除することのできる場合の基準を定めるものとする。

(減額免除の基準)

第2条 中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、職員が中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号）に規定する正規の勤務時間に勤務しない場合において、勤務しないことにつき給与の減額の免除を申請したときは、別表に定める基準に従い、これを承認することができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

原因	承認を与える日又は時間
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限又は遮断	その都度必要と認める日又は時間
(2) 風、水、震、火災その他の非常災害による交通遮断	上記に同じ。
(3) その他交通機関の事故等の不可抗	上記に同じ。

力による原因	
(4) 小学校及び中学校運営上の必要に基づく業務の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含むものとする。）	上記に同じ。
(5) 研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
(6) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合	上記に同じ。
(7) 中野区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年中野区条例第30号）第2条第1号に定める適法な交渉を行う場合	その都度必要と認める時間
(8) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に報酬を得ずに従事する場合	上記に同じ。
(9) 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合	上記に同じ。
(10) 職員が報酬を得ずに中野区又は教育委員会以外のものの主催する講演会等において、区政又は学術等に関し講演等を行う場合	上記に同じ。
(11) 職務上の教養に資する講演会等を	上記に同じ。

聴講する場合	
(12) 職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合	上記に同じ。
(13) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定に基づき教育に関する兼職等を報酬を得ずに行う場合	上記に同じ。
(14) 前各号のほか、あらかじめ特別区人事委員会の承認を得て教育委員会が定めた事項	当該事項につき特別区人事委員会が承認した期間又は時間

（備考）

承認を与える期間中一定日数で示されているものは、その日数中に、その間の週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。